

平成28年 9月 1日

関係 各位

伊藤忠連合企業年金基金
理事長 小寺 明

基金規約変更についてのお知らせ

伊藤忠連合企業年金基金規約の一部を次のように変更します。

- ①地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う規約変更

新旧対照条文

新	旧
<p>(裁定) 第47条 (略) 2 (略) 3 受給権者は、第1項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する<u>市町村長</u>（特別区の区長を含むものとし、<u>指定都市</u>にあっては、<u>区長又は総合区長とする。</u>以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して、基金に提出しなければならない。</p> <p>4 遺族給付金の請求に当たっては、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。 死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる<u>市町村長</u>の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類及び請求者が死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類</p> <p>附 則 (施行日) 第1条 この規約は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(裁定) 第47条 (略) 2 (略) 3 受給権者は、第1項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する<u>市区町村長</u>の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して、基金に提出しなければならない。</p> <p>4 遺族給付金の請求に当たっては、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。 死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる<u>市区町村長</u>の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類及び請求者が死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類</p>

②加入者資格の限定を行う事業所の追加

別表第2

実施事業所	加入者から除外する者の定義
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	平成28年5月1日現在において効力を有する退職金規程第20条第1号及び第3号に定める者

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成28年5月1日(以下「施行日」という。)から適用する。

(加入者に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において加入者である者(伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社の加入者に限る。)のうち、施行日において別表第2に定める者(伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社に限る。)に該当しない者は、引き続き基金の加入者とする。

2 前項に該当する者の資格喪失の時期については、第41条第3号中「従業者でなくなったとき」を「厚生年金保険の被保険者でなくなったとき」に読み替えて適用する。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成28年4月末日以前において基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

③実施事業所の変更

●平成28年8月1日付加入

別表第1

事業所番号	実施事業所名	所在地
51004	株式会社ヤヨイサンフーズ 長岡事業所	新潟県長岡市

別表第2

実施事業所	加入者から除外する者の定義
株式会社ヤヨイサンフーズ 長岡事業所	平成28年8月1日現在において効力を有する就業規則(技能実習生用)の適用を受ける者

●平成28年8月1日付脱退

別表第1

事業所番号	実施事業所名	所在地
166001	エア・ウォーター・メディエイチ株式会社	東京都品川区

⑤脱退一時金相当額の移換申出に関する規約変更

新旧対照条文

新	旧
<p>(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行日)</p> <p>第1条 この規約は、平成28年7月27日から施行し、平成28年7月1日から適用する。</p>	<p>(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は移換先確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(略)</p>

以上